



電波法関連法令「無線設備規則の改正」により

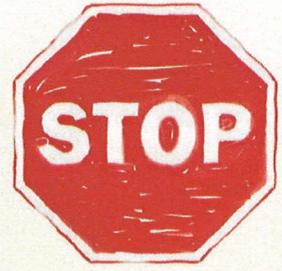
## 旧規格の特定小電力無線機器が使えなくなります

電波を発するマイク、送信機、インカムの子機とアンテナが対象です。

2022年11月30日

旧規格の特定小電力無線機器の使用期限は

2022年11月30日まで



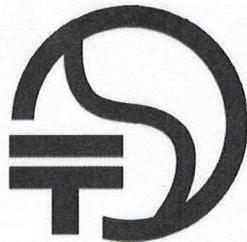
旧規格（技術基準適合証明）の特定小電力無線機器は、電波法関連法令（無線設備規則）の改正により2022年11月30日を以って、使用ができなくなります。

旧規格の特定小電力無線機器を使用期限を超えて使用した場合、電波法違反になり、罰則・罰金（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）の対象になりますので、お早目の買い替えをご検討ください。  
※使用期限を過ぎた場合、所持しているだけで電波法違反になる場合がありますのでご注意ください。

### お使いの特定小電力無線機器は、旧規格それとも新規格ですか？ ご確認の方法について

お手元の特定小電力無線機器に型式名や製造番号が表示している銘板シールの中に下記のどちらかのマークが表示されておりますのでご確認ください。

旧規格の表示マーク



2022年11月30日まで使用できます。

新規格の表示マーク



2022年12月1日以降も使用できます。

詳細は、総務省の電波利用ホームページをご覧ください  
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>